

75歳以上の皆さんへ  
一定の障がいのある65歳以上の入

## 後期高齢者医療保険料の納付について

### 平成20年4月年金支給分から保険料が天引き(特別徴収)になる人

**対象者** 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上の人  
 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えない人  
 国民健康保険に加入していた人で、        の条件を満たす人  
 被用者保険の本人または被扶養者以外の人  
 被用者保険の被扶養者であった人で、        の条件を満たす人は、10月から特別徴収が開始されます。

制度開始直前に被用者保険の被扶養者になった人は、本来は平成20年4月から9月までは保険料が徴収されませんが、事務処理上保険料が徴収される場合があります。被用者保険の被扶養者と確認しだい、特別徴収を中止し、すでに徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額を還付しますので、ご了承ください。

**通知時期** 4月上旬

**通知書** 『仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書』を市から送付します。  
 『年金振込通知書(天引きされる保険料額が記載されています)』が年金保険者から送付されます。

### 普通徴収の対象となる人

**対象者** 上記の特別徴収対象者以外の人

被用者保険本人であった人は、本人であると確認次第、普通徴収が開始され、特別徴収の条件を満たす人は、10月から特別徴収に切り替わります。

**通知時期** 7月上旬(ただし、被用者保険の被扶養者であった人は10月上旬)

**通知書** 『保険料額決定通知書・保険料納入通知書』を市から送付します。  
 7月から翌年2月まで月1回、計8回に分けて、納付書で納めていただきます。  
 口座振替を希望する場合は指定金融機関で申し込んでください。

問い合わせ 健康課 73-3014 税務課 73-3006  
 県後期高齢者医療広域連合 087-811-1866

## 福祉医療(重心・母子医療)受給資格者証をお持ちで「老人保健法の適用」欄に記載のある人にお知らせします

4月から後期高齢者の医療制度が始まり、福祉医療受給資格者証の様式の「老人保健法の適用」欄がなくなりますが、現在お持ちの受給資格者証は7月末日まで使用できます。

医療機関で医療費申請書の証明を受けるときには、後期高齢者医療被保険者証と受給資格者証を提示してから証明を受けてください。

問い合わせ 健康課 73-3014

3月まで

<b>(重)(母)</b> 受給資格者証	
全通号(氏名) <u>        </u>	<u>        </u>
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
性別 <u>        </u>	男 女
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
発給年月日 <u>        </u>	<u>        </u>
発行機関名	香川県三豊市長 

4月から

<b>(重)(母)</b> 受給資格者証	
全通号(氏名) <u>        </u>	<u>        </u>
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
性別 <u>        </u>	男 女
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
生年月日 <u>        </u>	年 月 日
住所 <u>        </u>	<u>        </u>
発給年月日 <u>        </u>	<u>        </u>
発行機関名	香川県三豊市長 

# 平成 20 年度市税等の納付期限のお知らせ

平成 20 年度の市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付期限は、下記のとおりです。  
納税通知書等は、各税目ごとに発送しますのでよろしくをお願いします。

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )			全期 1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税	全期 1期			2期					3期		4期	
軽 自 動 車 税		全期										
国民健康保険税				全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介 護 保 険 料 ( 普 通 徴 収 )				全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 ( 普 通 徴 収 )				全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期限および口座振替日は、各期とも月末(ただし12月は25日)です。月末が土・日曜日・祝日の場合は、その翌日となります。納税は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご希望の人は、市内の取扱金融機関または税務課もしくは各支所市民サービス課に備え付けの市税等口座振替依頼書でお申し込みください。市外の取扱金融機関をご希望の人は、税務課までご連絡ください。  
納期限までに納税されていない場合は、督促手数料(100円)や延滞金が必要になります。

## 軽自動車税納税通知書(口座振替用)が変わります

軽自動車税納税通知書(口座振替用)

平成 20 年度分から軽自動車税の口座振替用納税通知書の様式が次のように変わります。圧着はがき型式で1通に5台まで掲載します。車検に必要な納税証明書は、口座振替後に郵送します。なお、現金納付用の納税通知書は従来どおりです。

軽自動車税の納税通知書は、5月初めに郵送しますので、届きましたら必ず内容を確認してください。

65歳以上の  
被保険者の皆さんへ

## 4月から介護保険料の仮徴収が始まります

4月は、65歳以上で年金から介護保険料を天引き(特別徴収)されている人に、「納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」をお送りします。

この通知は、平成 20 年度の市・県民税の課税状況が確定するまでの間の暫定保険料額をお知らせするもので、通常4月・6月・8月の保険料額は、前年度の2月(平成 20 年 2 月)の保険料額と同額になります。これを仮徴収といいます。ご確認ください。

注) 仮徴収保険料額の合計が、平成 19 年度の年間保険料額を2で割った金額と比べて誤差の大きい場合は、6月と8月分を減額(もしくは増額)調整しますので、ご了承ください。

平成 20 年度の普通徴収・特別徴収の通知書は、7月上旬に送付します。